A234－3　患者サポート体制充実加算	0.0022
A244　病棟薬剤業務実施加算	0.0067
A245　データ提出加算（1のイ　200床以上の病院の場合）	0.0031
A245　データ提出加算（1のロ　200床未満の病院の場合）	0.0047
A245　データ提出加算（2のイ　200床以上の病院の場合）	0.0034
A245　データ提出加算（2のロ　200床未満の病院の場合）	0.0050
D026　検体検査判断料（注3のイ　検体検査管理加算(I)）	0.0010
D026　検体検査判断料（注3のロ　検体検査管理加算(II)）	0.0024
D026　検体検査判断料（注3のハ　検体検査管理加算(III)）	0.0071
D026　検体検査判断料（注3のニ　検体検査管理加算(IV)）	0.0119
A100　一般病棟入院基本料（3　13対1入院基本料）	－0.0821
A100　一般病棟入院基本料（4　15対1入院基本料）	－0.1444
A100　一般病棟入院基本料（注2に規定する特別入院基本料を算定する病院）	－0.3329

○農林水産省告示第八百一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、沖合底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数

操業区域	漁業の方法	総トン数 旧トン数	総トン数 新トン数	隻数	備考（階層名）
一　操業区域（別記一の操業区域をいう。以下同じ。）の1	一そうびき	一五トン以上八五トン未満	一五トン以上一二六トン未満	一五	
二　操業区域の2及び3	一そうびき	一五トン以上八五トン未満	一五トン以上一二六トン未満	九	
三　操業区域の2及び4	一そうびき	一五トン以上八五トン未満	一五トン以上一二六トン未満	二四	
四　操業区域の5から7まで及び28	一そうびき	一五トン以上八五トン未満	一五トン以上一二六トン未満	一四	
五　操業区域の5、7及び28	一そうびき	一五トン以上八五トン未満	一五トン以上一二六トン未満	三	
六　操業区域の5及び9	一そうびき及び二そうびき	一五トン以上五〇トン未満	一五トン以上七六トン未満	一	
七　操業区域の5及び28	一そうびき	一五トン以上五〇トン未満	一五トン以上七六トン未満	一	
八　操業区域の8及び9	一そうびき及び二そうびき	一五トン以上五〇トン未満	一五トン以上七六トン未満	一三	
九　操業区域の10	一そうびき	一五トン以上五〇トン未満	一五トン以上七六トン未満	二	
	一そうびき及び二そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	一	
十　操業区域の11	一そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	四	(一)
		一五トン以上五〇トン未満	一五トン以上七六トン未満	一	(二)
	一そうびき及び二そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	一七	(一)
		一五トン以上五〇トン未満	一五トン以上七六トン未満	一	(二)
十一　操業区域の11及び16	一そうびき	一五トン以上八五トン未満	一五トン以上一二六トン未満	一	
十二　操業区域の12	一そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	二八	(一)
		一五トン以上五〇トン未満	一五トン以上七六トン未満	二二	(二)
十三　操業区域の12の2	一そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	二	
十四　操業区域の12の3	一そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	六	
十五　操業区域の14	一そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	一	
十六　操業区域の14、17及び13	一そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	一	
十七　操業区域の14及び17	一そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	一	
十八　操業区域の15、17及び13	一そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	二	
十九　操業区域の15及び17	一そうびき	一五トン以上五〇トン未満	一五トン以上七六トン未満	一	
二十　操業区域の18	一そうびき及び二そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	二	